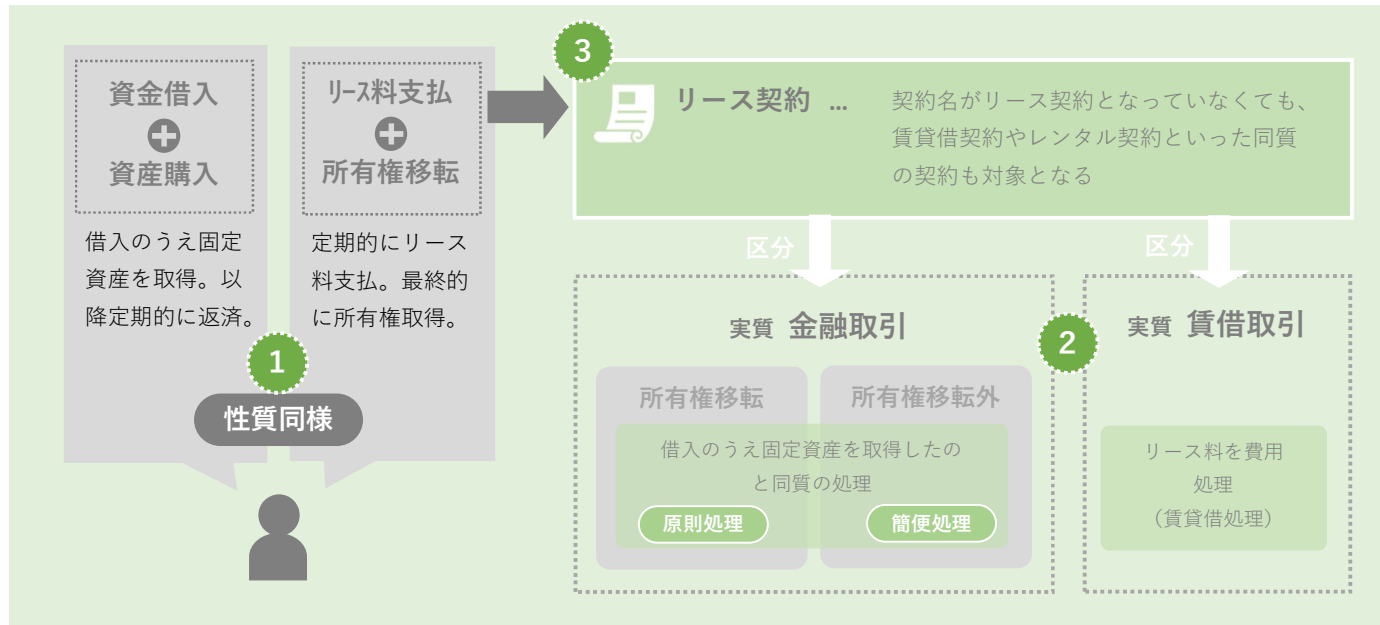


【全体概要図】

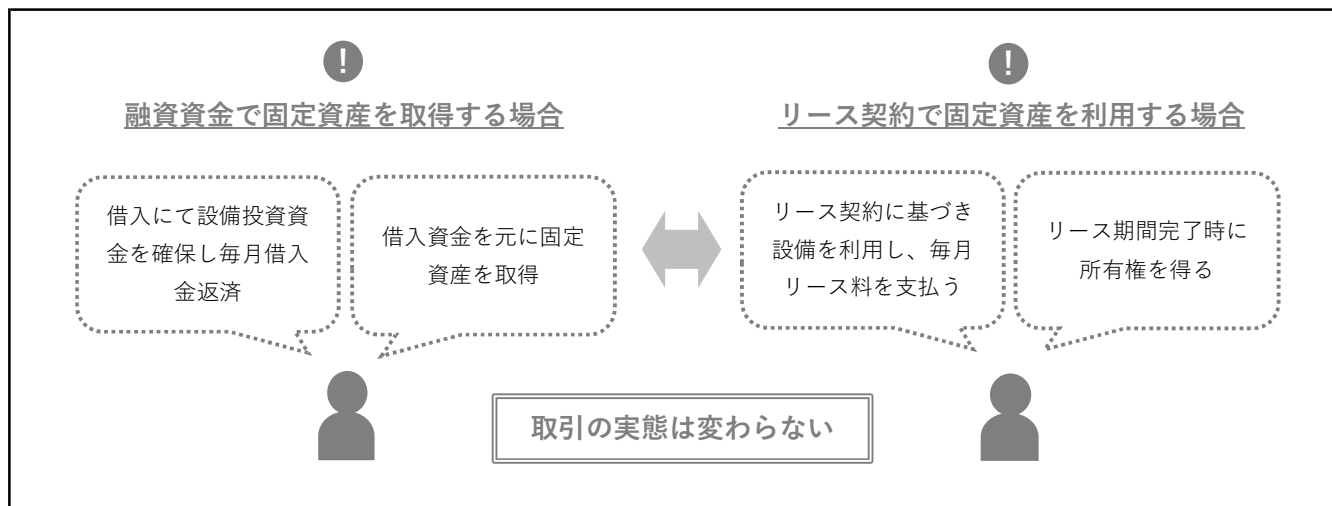


1 リース会計とは

⇒ リース会計とは、企業が固定資産を借り受ける（貸し付ける）際、その条件次第で通常の賃貸借処理を認めず、資金を借りたうえ固定資産を取得（売買）したように処理することを求めるものである。賃貸借処理とは、支払ったリース料を費用処理する方法をいう。リース会計は貸手、借手両方に適用されるものであるが、今回は説明の便宜上、以降は借りる側に立って説明を行う。

賃貸借という言葉のみを捉えると、なぜ固定資産を取得した処理をしなければならないのか疑問に思うかもしれないが、契約上は賃貸借（リース）となっていたとしても、取引の実態は固定資産の取得と同じ性格を持つ場合があるということである。

例えば、「A. 固定資産の取得資金を借入金で調達し固定資産を取得する」と、「B. リース契約で固定資産を利用し最終的に所有権を得る」のでは、取引実態は変わらないのである。



2 リース会計の処理方法 (概要)

⇒ リースの内、金融取引と同じ性格の取引があることは前述の通りであるが、全てのリース契約がそうとは限らない。そのため、リース契約を一定のルールに従い分類し、そのそれぞれに会計処理方法が設けられている。

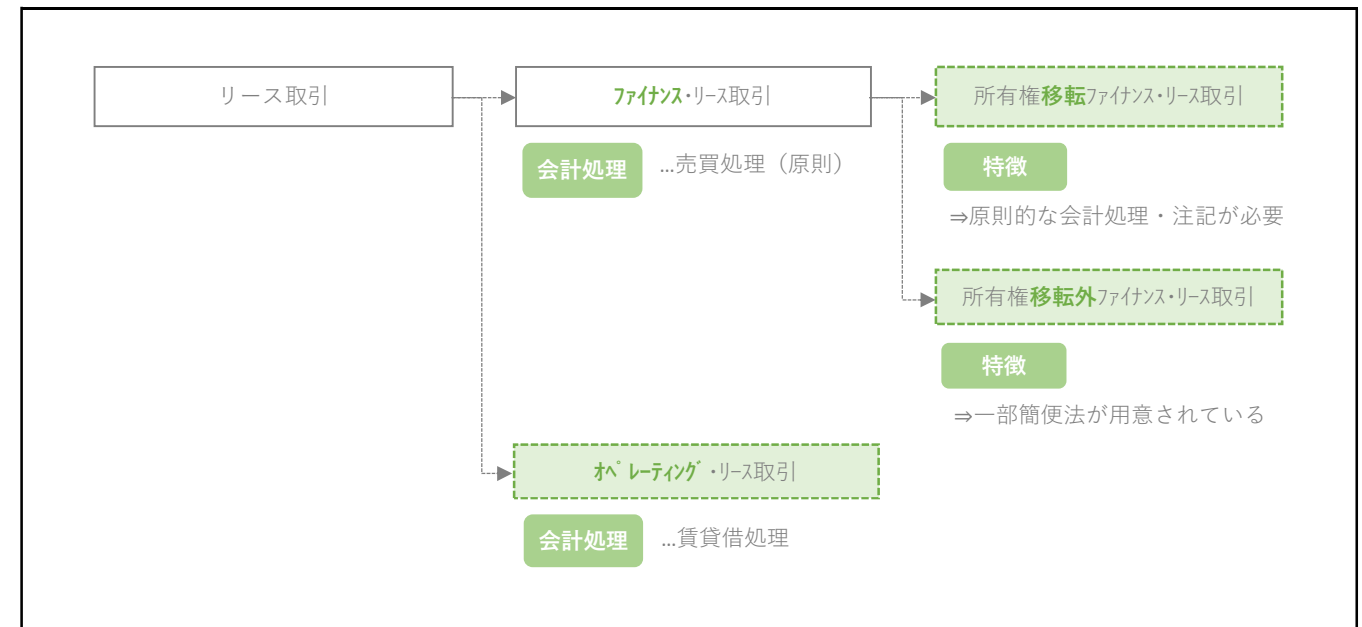
(1) リース取引の会計処理

リース会計において、会計処理は大きく以下の2つに分かれる。

- ① 売買処理 (固定資産を取得したとする処理)
 - ⇒ 固定資産を取得した処理を行う。定期 (毎月) の支払はリース債務の返済として扱われる。
- ② 賃貸借処理 (固定資産を借りたとする処理)
 - ⇒ 資産を賃借したのとしてして処理を行う。定期 (毎月) の支払は賃借料等の費用として処理する。

(2) リース取引の分類

リース取引は以下の3区分に分類され、大きくこの分類ごとに会計処理や簡便法の適用範囲が定められている。



3 リース会計の適用範囲

⇒ リース契約について、その取引の分類ごとに会計処理が変わることは上述の通りだが、その適用範囲は契約名称で決まるのではない。経済的な実態が取得であれば、契約名が賃貸借契約やレンタル契約などであっても適用対象となる可能性がある。物を借りるという契約の場合、リース会計の適用対象となると考えておく必要がある。